

市第 55 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正について

1 改正理由

本市の道路占用料は、横浜市道路占用料条例により定められており、その金額は固定資産税評価額や国の道路占用料の算定方法に基づいています。固定資産の評価替え及び国の道路占用料の改定が3年ごとに行われており、前回の道路占用料の改定から3年を経過することから、道路占用料を改定するため、道路占用料条例を一部改正します。併せて、国の占用物件に追加されたものを本市も今回の改正で追加します。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

3 改正内容

道路占用料条例の別表を改定します。主な占用物件の単価及び新規追加物件については以下のとおりです。

(1) 主な占用物件の単価

占用物件	単位	占用料(改正前)	占用料(改正後)
第二種電柱 ^{※1}	1本/年	4,700円	4,800円
工事用施設及び工事用材料(足場等)	1㎡/月	1,400円	1,500円
看板(「一時的に設けるもの」を除く) ^{※2}		14,000円	15,000円
地下街及び地下室(階数が1) ^{※3}	1㎡/年	A×0.005(円)	A×0.004(円)
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける購買施設 ^{※3}		A×0.011(円)	A×0.008(円)
地下埋設管	1m/年	120円～ 3,300円	120円～ 3,300円

※1 第二種電柱とは、電柱のうち4本又は5本の電線を支持するものです。

※2 個人又は中小企業者から申請された突出看板については、改正前と変わらず3,000円/㎡に減額されます。

※3 表中のAとは、占用物件の近傍類似の土地の価格を平均して算定するものです。

なお、表中で占用料が上がっているものについては、固定資産税評価額の上昇の影響を受けたものであり、一方、下がっているものについては、土地の価格に対する賃借料の割合の低下の影響を受けたものです。

(2) 新規追加物件

占用物件		単価 (単位)
自動運行 補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線 その他の線類 ^{※1}	地下に設けるもの 17円(1m/年) その他のもの 55円(1m/年)
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱 その他の柱類 ^{※2}	4,400円(1本/年)
	その他のもの ^{※3}	上空に設けるもの 2,800円(1㎡/年)
		地下に設けるもの 1,700円(1㎡/年)
道路法施行令第7条第14号に掲げる施設 ^{※4※5}		A×0.031円(1㎡/年)

※1 車両を誘導する電磁誘導線等。

※2 車両が位置補正を行うための誘導標識等。

※3 車両が位置補正を行うために地下に設ける磁気マーカ等。

※4 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等。

※5 表中のAとは、占用物件の近傍類似の土地の価格を平均して算定するものです。

4 道路占用料の改定による歳入見込額

今回の改定による令和6年度の歳入見込額は、令和5年度の見込額に比べ、約4,800万円減の約69億7,700万円です。

足場や看板等の増額物件による増額幅に比べ、地下街等の減額物件による減額幅の方がより大きいいため、全体として減額を見込んでいるものです。

(単位：百万円)

種別	5年度見込額	6年度見込額	差引
企業占用(電気・通信・ガス)	5,560	5,565	5
一般占用(足場、地下街等)	1,465	1,412	▲53
計	7,025	6,977	▲48

【参考】道路占用料の算定方法

道路占用料は、一般的な土地利用における賃借料に相当するもので、次の式により算定しています。

$$\text{道路占用料} = \text{①道路価格} \times \text{②使用料率} \times \text{③修正率} \times \text{④占用面積}$$

(円/㎡) (%)

① 道路価格【本市の固定資産税評価額を基に算定】

道路価格は、直近の「令和4年度固定資産税評価額」を基に、広範に設置される物件に適用する平均地目の道路価格と、主に商業地に設置される物件に適用する商業地目の道路価格を算定しています。

種別	前回	今回	差引
平均地目の道路価格	118,608 円/㎡	125,467 円/㎡	6,859 円/㎡
商業地目の道路価格	354,724 円/㎡	425,019 円/㎡	70,295 円/㎡

② 使用料率【国と同じ率を適用】

使用料率は、土地の価格に対する賃借料の割合を示すもので、広範に設置される物件に適用する定額物件（平均地目）、主に商業地に設置される物件に適用する定額物件（商業地目）、また、地下街など占用件数が限られている物件に適用する定率物件を用いています。定率物件については、国において商業地目の種別が追加されたことを受け、同様に追加しています。

種別	前回	今回	差引
定額物件(平均地目)	4.64%	4.41%	▲0.23
定額物件(商業地目)	3.86%	3.56%	▲0.30
定率物件(平均地目)	3.25%	3.09%	▲0.16
定率物件(商業地目)		2.49%	▲0.76

③ 修正率【国と同じ率を適用】

修正率は、上空や地下など道路空間の一部を使用する物件や、高架下など土地利用に制約を受ける物件について、補正するものです。高架下（建築物）については国において商業地目の種別が追加されたことを受け、同様に追加しています。

種別	前回	今回
高架下（建築物：商業地目）	1/3	1/3
高架下（建築物：平均地目）		1/3
高架下（その他）	1/3 × 5/7	1/3 × 5/7

④ 占用面積

占用される面積です。